

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号				
9	H28.11.17	H28.12.1	11都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年3月1日から平成28年6月30日までの間に、11都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	33	1															主税局荒川都税事務所 事業税課				
10	H28.11.17	H28.12.1	11都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年3月1日から平成28年6月30日までの間に、11都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	26	1															主税局八王子都税事務所 事業税課				
11	H28.11.17	H28.12.1	11都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年3月1日から平成28年6月30日までの間に、11都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	39	1															主税局立川都税事務所 事業税課				
12	H28.10.11	H28.12.9	平成28年度航空写真による家屋経年異動判読委託業務の委託契約書（1ブロック分）	127		1													1	法人の印影は、公にすることにより、偽造される等、当該法人の財産を脅かすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号該当）	主税局資産税部固定資産評価課			
13	H28.10.11	H28.12.9	航空写真による家屋経年異動判読委託業務における、当初の構築（作成）時の委託契約書（1ブロック分）																	当該公文書は、保存期間満了により廃棄済みであり、存在しないため	主税局資産税部固定資産評価課			
14	H28.10.11	H28.12.9	平成27年度航空写真による家屋経年異動判読委託業務の成果品「現況図PDFデータ」（23区分）及び「家屋現況図データを含むshapeデータ」（23区分）																	1	1	1	本件対象公文書「現況図PDFデータ」及び「家屋現況図データを含むshapeデータ」は、税務調査により把握した情報に基づき作成しているものである。当該調査は、公平かつ適正な固定資産税課税のために調査対象者の自発的な協力を得て行ったものであり、このような調査対象者との協力を前提とした情報が、調査対象者の意図しない形で公になることになれば、調査対象者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に当たって、所有者からの協力を得ることができなくなり、正確な事実の把握が困難になることから、租税の賦課に係る事務に支障を及ぼすおそれがある。よって、本件対象公文書は、条例7条6号に該当する。 また、本件対象公文書には、税務調査を行った結果得られた個人の所有する家屋の状況、及び当該家屋が固定資産税の課税対象か非課税対象かが分かる情報等が含まれている。これらは、個人の財産の状況であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものである。よって、本件対象公文書は、条例7条2号に該当する。 さらに、本件対象公文書には、税務調査を行った結果得られた法人の所有する家屋の状況、及び当該家屋が固定資産税の課税対象か非課税対象かが分かる情報等が含まれている。これらは一般に公にされていない当該法人の内部管理情報であり、これを公にすることで競争上又は事業運営上の地位を損なうものである。よって、本件対象公文書は、条例7条3号に該当する。	主税局資産税部固定資産評価課
15	H28.12.12	H28.12.14	東京都港都税事務所外13所（28）防犯カメラ設置工事金入積算内訳書一式	7	1																主税局総務部経理課			
16	H28.12.5	H28.12.19	〇〇の平成26年度政治資金収支報告書に記載されたリース事業者と〇〇との取引物品の内訳及び当該事業者が当該物品を資産登録している事実を証明する公文書																	1	当該請求内容に係る公文書のような、リース物品の貸出先事業者情報や取引物品の内訳を示す資料は固定資産税（償却資産）の評価・課税にあたってリース事業者及びリース品の借受事業者から収集する必要が業務上ないので作成又は取得されておらず、不存在であるため	主税局新宿都税事務所 固定資産評価課		

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
17	H28.12.6	H28.12.19	〇〇の平成27年度政治資金収支報告書に記載されたリース事業者と〇〇との取引物品の内訳及び当該事業者が当該物品を資産登録している事実を証明する公文書					1											当該請求内容に係る公文書のような、リース物品の貸出先事業者情報や取引物品の内訳を示す資料は固定資産税(償却資産)の評価・課税にあたってリース事業者及びリース品の借受事業者から収集する必要が業務上ないので作成又は取得されておらず、不存在であるため	主税局新宿都税事務所固定資産評価課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。